

新しい「公益認定等に関する運用について」（公益認定等ガイドライン）（素案）
修正検討事項について

令和6年12月12日

本素案に関するパブリック・コメント（令和6年11月1日から12月1日まで）に寄せられた御意見、都道府県から寄せられた御意見及び部内での精査等の結果、以下の修正を検討している。

このほか、全体的に文書審査を行い、用字用語の適正化、根拠規定の明確化等を行っている。

第1章 基本的事項（総則）

P4 分かりやすさの観点から見直し【内部の検討】

第2章 公益目的事業該当性の判断

P24（脚注19）「適切に」を追加。【パブリック・コメントの御意見】

P25 行政庁が公益目的事業該当性を判断するに当たり、独自の手段によって取得した情報を参照し得ることを明記【都道府県からの御意見】

P25 「事業の公益性等に関する説明」の記載のみに留まる場合は、変更認定申請は不要である旨を明確化【パブリック・コメントの御意見】

P29 受益者が一者とは限らないとの記述の明確化（脚注の削除・本文の明確化）【パブリック・コメントの御意見】

P38 共益的に行われるものについては、受益の機会が開かれていると言い難い旨を追記【パブリック・コメントの御意見】

P38 資源提供者にサービスの対価を支払う者が含まれることを明確化【内部の検討による修正】

P40 表現の明確化【内部の検討】

P40（脚注46を含む。）「専門家の関与」「公正性の確保」について、合議制機関の設置が必須ではないことを明確化【パブリック・コメントの御意見】

P44 緊急事態における対応に関し、記載の適正化【内部の検討】

P60 「未発掘や十分な対応がされていない」を追記し社会的課題を明確化【内部の検討】

P62（脚注64）「出資に関する業務に充てられることが明らかな」寄附金に関する取扱いの明確化【内部の検討】

P65 奨学金事業について特定学校に在校生に限る場合等を否定するものではなく、説明の例示であることの明確化【パブリック・コメントの御意見】

第3章 公益認定基準等

P82 行政庁が公益認定基準適合性を審査するに当たり、独自の手段によって取得した情報を参照し得ることを明記【都道府県からの御意見】

- P84 公益法人の財産管理に関する行政の役割について、記載の適正化【内部の検討】
- P85 (脚注 68) 令和 6 年会計基準を参照し、法令と会計基準の関係を分かりやすく表示【会計研究会の検討を踏まえ、修正】
- P85 (脚注 69) 会計監査人の必置でない法人においても、任意監査が有効である旨を追記。併せて、分かりやすさの観点から、任意監査の場合は、キャッシュフロー計算書の作成が必須ではないこと等を記載。【内部の検討】
- P86 (脚注 71) 監査機能の強化について、法人の運営体制の充実という観点からも重要であり、認定規則第 53 条第 2 号に係る事業報告の記載とすること考えられる旨・行政として取組を支援していく旨記載を明確化【内部の検討】
- P88 監督措置の定義を追加【都道府県からの御意見】
- P89 (脚注 73) 分かりやすく示す観点から、関連当事者の範囲が広がったことについて追記【内部の検討】
- P92 (9)の<3分の1の考え方>を(10)に移動。【パブリック・コメントの御意見】
- P93 (10)の表題を「他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事・使用人等の割合」に修正、他の同一の団体を「他の同一の団体(公益法人を除く。)」に修正【パブリック・コメントの御意見】
- P95 施行日において、新たに会計監査人を設置する必要がある法人に係る経過的な監督について追記【内部の検討】
- P98 支給の「形態」と「方法」は密接な関係を持つ概念であることから記載を統合・簡素化【内部の検討】
- P99 理事・監事・評議員の役職ごとの報酬総額を記載する様式の箇所を摘示【パブリック・コメント御意見】
- P102 (脚注 85) 外部理事・監事設置に対する監督の考え方について追記【パブリック・コメントの御意見】
- P102-103 外部理事になれない者についての考え方を明確化。代議員制の法人における外部理事の考え方及び移行法人における設立者の考え方について追記【パブリック・コメントの御意見】
- P103 外部理事・外部監事の機能を発揮し得る者の選定、その機能を発揮するための情報提供等の支援の重要性等を記載し、そうした取組について、認定規則第 53 条第 2 号に係る事業報告の記載とすること考えられる旨・行政として取組を支援していく旨記載を明確化【パブリック・コメントの御意見及び内部の検討】
- P105 不可欠特定財産は公益目的保有財産に該当すると考えられることについて追記【内部の検討】
- P106 不可欠特定財産について、不可欠特定財産と認められない場合の記載ぶりを修正【内部の検討】
- P109 欠格事由にあたる場合の事項について、一部表現を修正【パブリック・コメントの御意見】

第4章 認定の申請等

- P114 公益目的事業を2以上の都道府県で行う定めがない法人について実態を伴わない場合について追記【都道府県からの御意見】
- P120 変更認定申請を要する場合について記載を適正化【内部の検討】
- P123 事業実績、事業の日程や財務数値などが申請書に記載されている場合の取扱いについて、記載を明確化【内部の検討】
- P123 定款を届出事項とする趣旨について、「監督」と「公表」があることを明確化【内部の検討】
- P129 認定取消し後の手続について明確化するため、参照先を追加【内部の検討】
- P130 法改正等に伴う定款の条ずれ等に係る考え方に関する記載を追加【パブリックコメントの御意見・内部の検討】
- P132 代議員制度に関して指示語を止めて内容を明確化【内部の検討】
- P135 趣旨を明確化【内部の検討】
- P138 代表理事の選定方法部分の末尾に、「公益財団法人における代表理事の選定等の過程に評議員会を関与させることとする場合も同様である」と記載を追加【内部の検討】
- P141 (脚注119) 議長である理事(評議員)の議決権行使に係る考え方に関する脚注を追加【パブリック・コメントの御意見】

第5章 公益法人が遵守すべき財務規律等

(中期的収支均衡関係)

- P142 中期的収支均衡における「適正な費用」の考え方を追記(現行ガイドラインの記載を転記)【パブリック・コメントの御意見】
- P144 (脚注123) 中期的収支均衡の算定において、公益目的事業会計で指定純資産から一般純資産への振替がある場合の取扱いについての脚注を追加(P150 特例算定方法でも同旨の修正)【新会計基準の検討に伴う修正】
- P144 (脚注124) 公益充実資金の取崩等によって取得した、公益目的保有財産の管理について脚注を追加【パブリック・コメントの御意見】
- P150 (脚注134・136) 特例算定方法における、公益目的保有財産の取得・支出に関する補足情報の脚注を追加【内部の検討(現行制度から変わらないことを追加するもの)】
- P150 (脚注135) 特例費用額の算定において減価償却を除く趣旨について脚注を追加【内部の検討】
- P150 特例費用額に算入できる公益充実資金の積立額の算定方法について、当該事業年度に設定された公益充実活動等に係る取扱いに関する補足を追加【パブリック・コメントの御意見】
- P156 公益充実資金について、将来の収支変動に備え等を目的とする場合の考え方に関する脚注を追加(FAQの内容を追加するもの)【内部の検討】
- P157 公益充実資金から生じる果実の取扱いに関する脚注を追加【都道府県からの御意見】

P158 公益目的事業に係る特定費用準備資金及び資産取得資金か公益充実資金への移行に関する記載を追加【パブリック・コメントの御意見】

(公益目的事業比率関係)

P164 費用の事業費・管理費への計上について、それぞれに該当する費用についての補足を追加 (FAQV-3-⑥の内容)【パブリック・コメントの御意見】

P165 公益目的事業比率の算定における引当金に係る調整について補足情報を追記【内部の検討 (手引きの内容を記載するもの)】

P169 新制度における特定費用準備資金の財務規律での効果の表を修正【パブリック・コメントの御意見】

(使途不特定財産規制関係)

P171 使途不特定財産額に係る書類の提出に関する記載を追加 (他の記載と平仄を合わせるもの)【内部の検討】

P174 指定寄附資金に係る損益計算書の注記における開示情報を修正 (「使途目的計画」から「使用見込み」に修正)【新会計基準の検討に伴う修正】

(公益目的事業財産関係等)

P186 内部貸借 (公益目的事業への他会計からの貸付) の管理等に関する脚注を追加【新会計基準の検討に伴う修正】

P187 損益計算書と活動計算書の関係について追記【パブリック・コメントの御意見】

(情報開示関係等)

P197 収支予算書について、認定規則に従い作成すべき旨を明示【内部の検討】

P198 (脚注 180) 活動計算書の注記「会計区分及び事業区分別内訳」追加【パブリック・コメントの御意見】

P199 貸借対照表及び損益計算書について、認定規則・令和 6 年会計基準に従い作成すべき旨を追記。併せて、有価証券評価差額金の取り扱いを明確化【会計基準の検討に伴う修正】

P200 (脚注 183 を含む) 財産目録等の作成について追加【新会計基準の検討に伴い整理明示】

P201 役員名簿等の記載事項を明示【内部の検討】

P202 記載事項が、評議員、理事、監事の役職ごとの報酬年間総額、法人から受ける財産上の利益の例示に退職金を追加

P202 (脚注 184) 常勤の定義における出勤にリモート・テレワークによる勤務が含まれることの追記【パブリック・コメントの御意見】

P202 書類の名称を統一【パブリック・コメントの御意見】

P204 関連当事者との取引に関する開示における、開示対象外となる取引として「当該法人に対する寄附」を追加【新会計基準の検討に伴う修正】

P205 (脚注 191) FATF 第 4 次対日審査等関連資料の掲載を追記【パブリック・コメントの御意見】

- P207 「財務規律適合性に関する明細」についての会計基準上の取扱いを明確化【新会計基準の検討に伴う修正】
- P208 (脚注 196 を含む。) ボランティア役務の提供などについての追記【新会計基準の検討に伴う修正】
- P211 記載の適正化【内部の検討】
- P213 用語の統一【パブリック・コメントの御意見】
- P215 新設合併後の新設合併消滅法人の事業報告について追記【内部の検討】

第 6 章 監督

- P222 監督上の措置等に関して、予見可能性を高める措置として、行った監督処分等の内容を整理・公表することを明記【内部の検討】
- P225 報告徴収の特徴を記載【内部の検討】
- P230 点検調査のサイクルに関して、実情に応じて変わり得る旨を明記【都道府県からの御意見】
- P230 (脚注 203) 新規認定法人について、認定後早期に点検調査を実施する方針である旨を明記【都道府県からの御意見】

第 7 章 公益法人行政担当室の業務運営方針

- P239 国の行うことの例を追記【パブリック・コメントの御意見等】

第 8 章 移行法人

- P241 記載の適正化【内部の検討】
- P243-244 (脚注を含む) 公益目的支出計画の収入・費用に係る調整の考え方を追記【新会計基準の検討に伴う修正】

様式集

- 1 頁 「※」の記載を修正 (システム化に当たり、形式等が異なり得る旨を明示)【内部の検討】
- 29 頁 経理的基礎の説明に係る注記について、本文に合わせて記載を明確化【内部の検討】
- 34 頁 「公益事業の種類及び内容並びに収益事業等の内容」について、留意事項を追記【パブリック・コメントの御意見】
- 42 頁 会員等についての欄が重複していたため削除【パブリック・コメントの御意見】

※ 様式集については、修正箇所を細かく示していませんが、上記のほか、ガイドライン本文との整合性確保、用字用語の修正等による微修正を行っています。